

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和3年 5月8日 変更

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

【 参考：緊急事態措置等に関する経緯 】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記区域からの除外

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

令和3年3月1日

上記区域からの除外

令和3年5月9日

「まん延防止等重点措置」区域に指定

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	16
(1) 屋内の催事施設	17
(2) 屋外の催事施設	18
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	19

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「自らの体調管理の徹底」の4つの習慣を

- **人との距離の確保**
 - 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
 - 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - できる限り予約を取って外出しましょう。
- **マスクの着用**
 - 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可) 特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。
- **手洗いの励行**
 - 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- **自らの体調管理の徹底**
 - 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
 - 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。)

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場(注)には、近づかないようにしましょう。
(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none">○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝ぎふコロナガード）を選任。○ 日々の感染対策確認のための「チェックシート」を用意。○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ テーブル、イス等の削減等により確保。○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none">○ 入場制限<ul style="list-style-type: none">・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロール

	ールや、営業時間の短縮等。
入場者の制限	<p>○ 入場時の健康確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場をお断りする（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	<p>○ 勤務体系・勤務場所の分散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<p>○ 頻繁な換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行う。 <p>※エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は1時間に最低2回、1回につき5分以上の複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行う。</p>

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<p>○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</p> <p>○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</p> <p>○ 対面場面の遮断措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人が対面する場所や執務室は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。

	・会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。
--	-----------------------

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ 手指消毒設備設置場所にはポスターや張り紙等で使用促進を掲示。 ・ ペーパータオルの設置(トイレ等での共用のタオルの使用禁止)。
施設・物品の清掃・消毒	<p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底(原則として、アルコールを含浸した不織布を使用する。便器等は次亜塩素酸ナトリウムの適正な希釈濃度での使用も可能)。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分(キーボードなど)については、使用者の手指消毒を徹底。〕 ・ 不特定多数が触れる部分の周辺になるべく手指消毒設備を設置。
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り(ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄)。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	<p>○ 毎日、従業員の健康チェック(必要に応じ検温)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良(家族も含む)の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。

	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。)
入場者の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者への周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項
(個別事項)

① 飲食店（接待を伴う飲食以外。屋内外を問わない。）

- 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。
 - ・利用者に対して、可能な限りマスクの着用等により、飛沫防止対策の徹底を呼び掛ける。
 - ・テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
 - ・テーブル上も可能な限りの飛沫防止対策を。
 - ・入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
 - ・列の間隔を確保する床サイン等を実施。
 - ・酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
 - ・個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
 - ・入店時の手指消毒の徹底。
 - ・多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・チケット自動販売機のスイッチ
 - ・テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
 - ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
 - ・食器、コップ、箸、スプーン

(※ 使い捨て物品採用も検討)

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
・ 手指衛生を徹底しましょう。
・ 空いている時間帯に食事をしましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

- 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
 - ・ 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
 - ・ タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
 - ・ 入店時の手指消毒の徹底。
 - ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ ショッピングカートの手すり
・ 買い物かご
・ セルフレジのタッチパネル
・ レジテーブル
・ 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とする

とともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・ 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 必ずマスクを着用しましょう・ 手指衛生を徹底しましょう・ 買い物は少人数でしましょう・ 空いている時間に買物をしましょう・ 短時間で買物をしましょう・ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう・ 買いだめや買い急ぎは控えましょう・ 買い物の回数を減らしましょう・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

- 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 宿泊予約人数の制限。
 - ・ 人と人とが対面する場所（受付等）や執務室は、距離を保つ又はアクリル板・ビニールカーテン等で飛沫感染を防止。
 - ・ 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
 - ・ ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
 - ・ 浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。
 - ・ 特に特定多数の人が触れる環境表面を触った後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- (例)
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
 - ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
 - ・ 食器、コップ、箸、スプーン
 - (※ 使い捨て物品採用も検討)
 - ・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
 - ・ エレベーター内外のボタンや手すり等、ロビーのテーブル、カウンター
 - ・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
 - ・ 貸し出し器具
 - ・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー
 - ・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- (例)
- ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
 - ・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
 - ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 利用者に対して、マスクの着用等により、飛沫防止対策の徹底を呼び掛ける。
 - ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
 - ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
 - ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
 - ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。

- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、一人一人の使用毎にアルコール含浸不織布などでの消毒を実施。

(例) ・カラオケ機のリモコン、マイク
 ・食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
 (※ 使い捨て物品採用も検討)
 ・テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
 ・個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・ 特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

(例) ・歌唱中もマスクを着用しましょう
 ・手指衛生を徹底しましょう
 ・空いている時間帯に利用しましょう
 ・長時間の滞在は控えましょう
 ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
 ・大声での会話は控えましょう
 ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

<パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・パチンコ台のハンドル等
 ・スロット台のボタン、レバー等
 ・玉、玉貸機スイッチ

- ・メダル、メダル貸出機スイッチ
- ・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- (例)
- ・遊技中もマスクを着用しましょう
 - ・手指衛生を徹底しましょう
 - ・空いている時間帯に利用しましょう
 - ・長時間の滞在は控えましょう
 - ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
 - ・大声での会話は控えましょう
 - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、フィジカル・ディスタンス（物理的距離）の確保をはじめとする対策を実施する。
 - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者とのフィジカル・ディスタンスの確保。
 - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- (例) ・テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル

- ・アイスペール、マドラー
- ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・食器、コップ、箸、スプーン
(※ 使い捨て物品採用も検討)
- ・カラオケ機のリモコン、マイク

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- (例)
- ・必ずマスクを着用しましょう
 - ・手指衛生を徹底しましょう
 - ・長時間の滞在は控えましょう
 - ・大声での会話は控えましょう
 - ・できるだけマスクを着用しましょう
 - ・トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
 - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・利用者同士の間隔が取れない場合等は、集団レッスンの中止も検討。
- ・更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・トレーニングマシン、トレッドミル
 - ・ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・ 特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- | |
|--|
| <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ずマスクを着用しましょう ・ 手指衛生を徹底しましょう ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください ・ 長時間の滞在は控えましょう ・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう ・ 大声での会話は控えましょう ・ 空いている時間帯に利用しましょう |
|--|

<マッサージ等>

- マッサージ等のサービスは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（でき

るだけ2 m。最低1 m。)

- 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- 歌唱する者以外はマスク着用。
- エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外に向けた使用等を行う。
- レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マーじゃん店>

- マーじゃん店は密状態になりやすく、複数の者がマーじゃん卓やマーじゃん牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マーじゃん卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マーじゃん卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。(可能であればマーじゃん卓1台当たり2個)
 - マーじゃん牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマーじゃん卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。
 - プレイヤーはゲーム中、常にマスクを着用する。
 - 飲水以外の食事は原則避け、食事する場合は無言で終了後直ちにマスクを着用する。
 - 麻雀卓での喫煙は原則禁止。
 - エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外に向けた使用等を行う。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・マスク着用を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年5月7日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に準拠する。

収容率※3	人数上限※3
大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
- （注）必要な感染防止策（以下）が担保されることが前提。
- （1）徹底した感染防止等：①マスク常時着用の担保、②大声を出さないことの担保
- （2）基本的な感染防止等：③（1）①～②の奨励、④手洗、⑤消毒、⑥換気、⑦密集の回避、⑧身体的距離の確保、⑨飲食の制限、⑩参加者の制限、⑪参加者の把握、⑫演者の行動管理、⑬催物前後の行動管理、⑭ガイドライン遵守の旨の公表
- （3）イベント開催の共通の前提：⑮入退場やエリア内の行動管理、⑯地域の感染状況に応じた対応

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
- 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 手指衛生を徹底しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・手指衛生を徹底しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。
- ・ 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- ・ 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- ・ 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。

- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧
<p>コロナ社会を生き抜く行動指針</p> <p>令和3年 <u>5月8日</u> 変更</p> <p>岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>はじめに (略)</p> <p>【参考：緊急事態措置等に関する経緯】 (略)</p> <p><u>令和3年5月9日</u> 「まん延防止等重点措置」区域に指定</p> <p>目次 (略)</p> <p>1 県民の皆さん (略)</p> <p>2 事業所・店舗 (略)</p>	<p>コロナ社会を生き抜く行動指針</p> <p>令和3年 <u>4月28日</u> 変更</p> <p>岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>はじめに (略)</p> <p>【参考：緊急事態措置に関する経緯】 (略)</p> <hr/> <p>目次 (略)</p> <p>1 県民の皆さん (略)</p> <p>2 事業所・店舗 (略)</p>

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧												
<p>3 県の催事施設 (略)</p> <p>・イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年5月7日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」に準拠する。</p> <table border="1" data-bbox="512 1144 746 2029"> <thead> <tr> <th>収容率※3</th> <th>人数上限※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声なし※1 100%以内</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声あり※2 50%以内</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。</p> <p>(略)</p>	収容率※3	人数上限※3	大声なし※1 100%以内	5,000人	大声あり※2 50%以内	_____	<p>3 県の催事施設 (略)</p> <p>・イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年4月1日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に準拠する。</p> <table border="1" data-bbox="512 241 746 1025"> <thead> <tr> <th>収容率※4</th> <th>人数上限※4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声なし※1 100%以内</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声あり※2 50%以内</td> <td>又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数制限なし）。</p> <p>※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。</p> <p>(略)</p>	収容率※4	人数上限※4	大声なし※1 100%以内	5,000人	大声あり※2 50%以内	又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3
収容率※3	人数上限※3												
大声なし※1 100%以内	5,000人												
大声あり※2 50%以内	_____												
収容率※4	人数上限※4												
大声なし※1 100%以内	5,000人												
大声あり※2 50%以内	又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3												

「第4波」非常事態宣言

～変異株の脅威から皆様を守るために～

令和3年4月23日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 本県の変異株陽性率は「62%」、1週間で倍増。

全国的に、新型コロナ「第4波」が今までの波をはるかに上回るスピードで急拡大していますが、その最大の要因が「変異株」です。「変異株」は、感染力が極めて高く、重症化する可能性も高いことが指摘されています。

関西圏では、病床がひっ迫し、入院できない方々が急増しています。大阪府では8,000人を超える方々が、自宅療養を余儀なくされています。4月半ばまで「自宅療養者ゼロ」であった兵庫県でも、この2週間で一気に1,000人を超える方々が自宅療養となっています。また、病床がほぼ満床となり、軽症中等症病床で重症者の治療が行われ、さらには、一般診療も制限されるなど、まさに「緊急事態」です。[資料1、2](#)

これらは、急速に「変異株」への置き換わりが進んだ結果であり、大阪府及び兵庫県では、今や新規感染者の8割が「変異株」となっています。

ひるがえって、本県の「変異株陽性率（変異株スクリーニング検査実施数に占める変異株の割合）」は、3月末から4月初めにかけては、2～3割だったものの、その後1週間で「62%」へと倍増しました。これは東京都の28%、愛知県の54%を上回り、2週間前の大阪府と同水準です。[資料3](#)

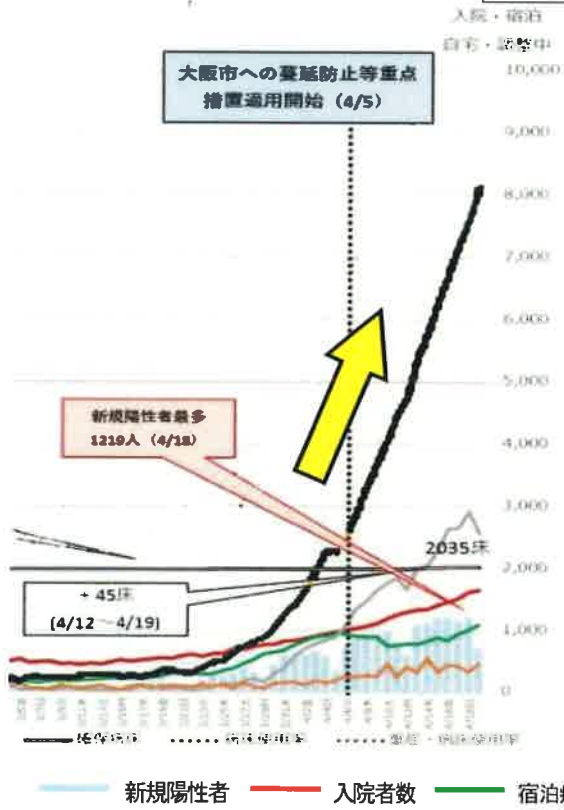
本県の新規感染者数は、3月中旬を底にじわじわと増加傾向にあり、病床使用率は、既に国基準でいう「ステージⅢ」に達しております。このところの急激な変異株陽性率の上昇からみて、関西圏のような「感染の急拡大」とこれに伴う「病床のひっ迫」が現実味を帯びています。

このように、現在の状況は、今後、「感染の急拡大」となるか、踏みとどまるか、その瀬戸際に立っています。[資料4、5](#)

<大阪と兵庫の急拡大の図>

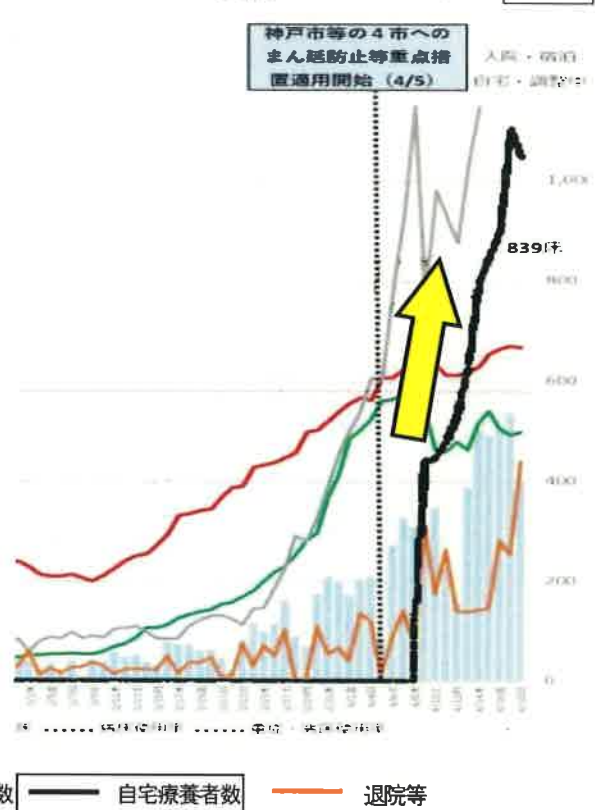
【大阪府】

資料1



【兵庫県】

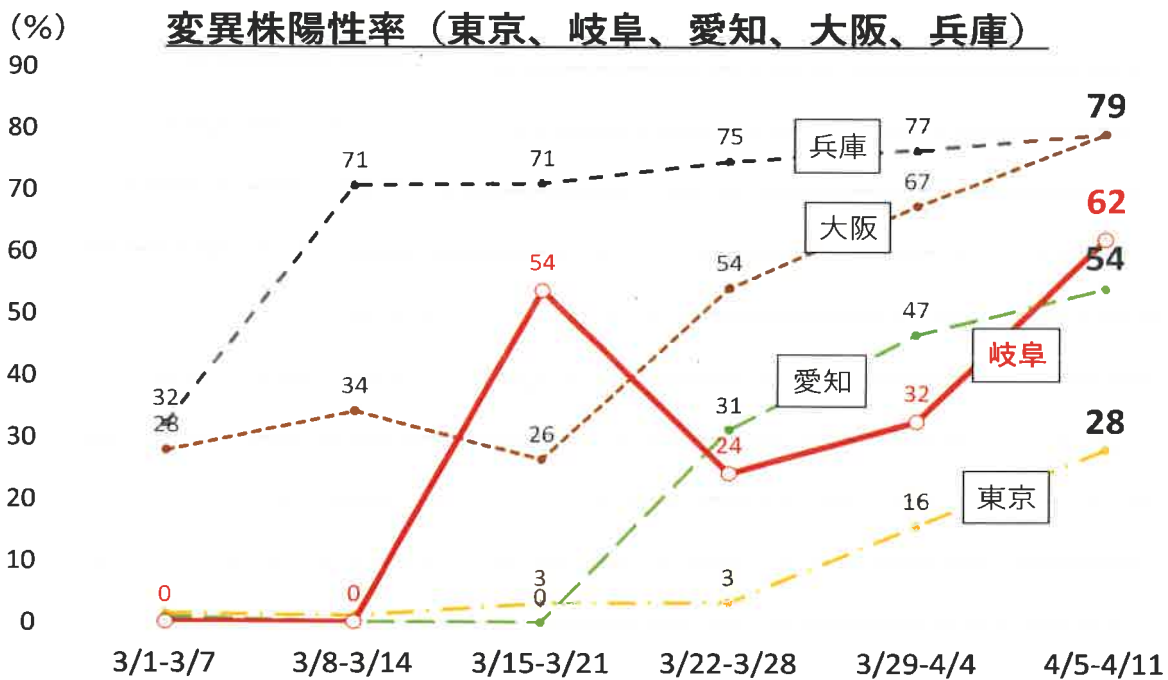
資料2



(出典) 第31回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和3年4月20日)

資料3

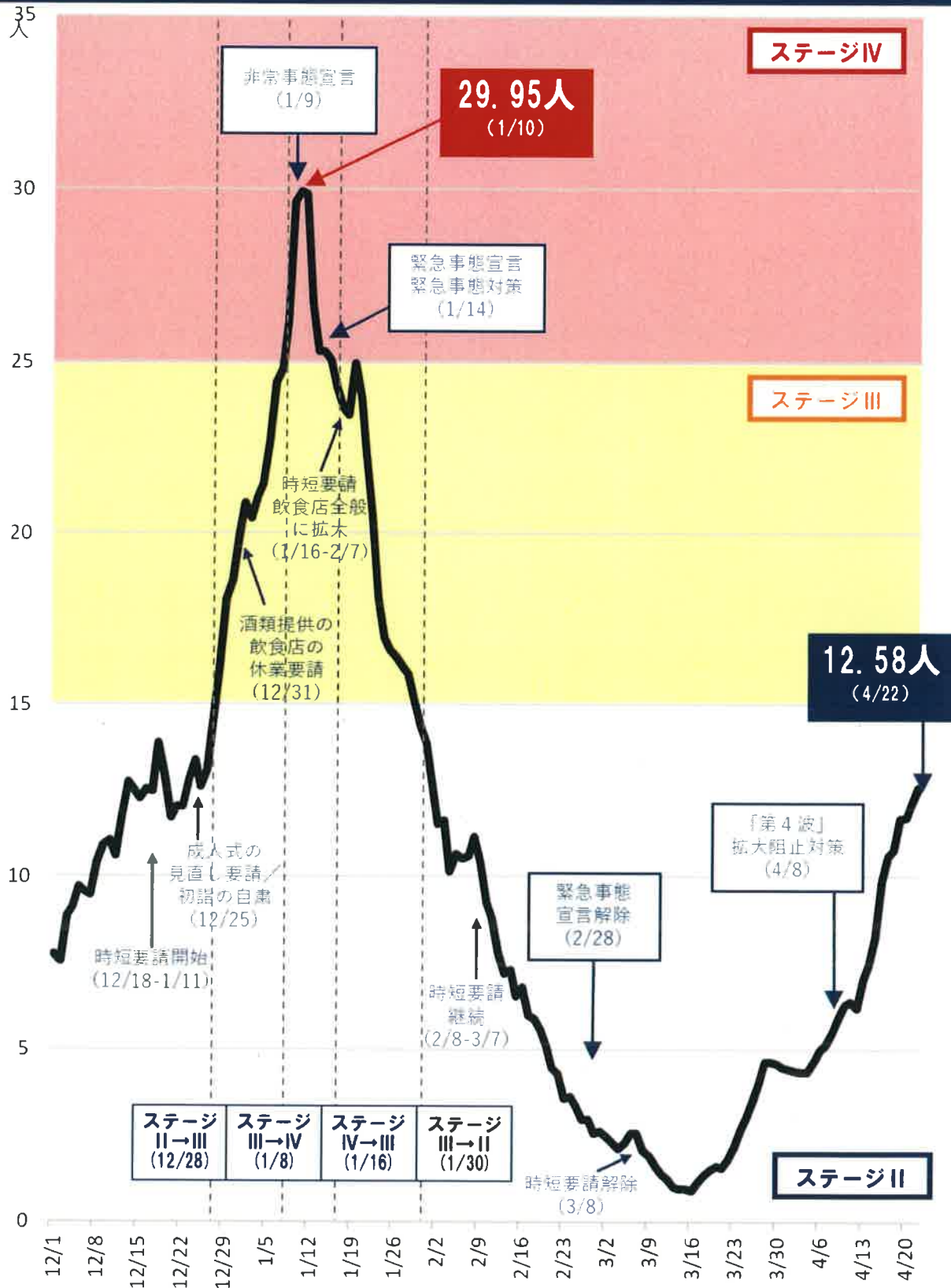
変異株陽性率 (東京、岐阜、愛知、大阪、兵庫)



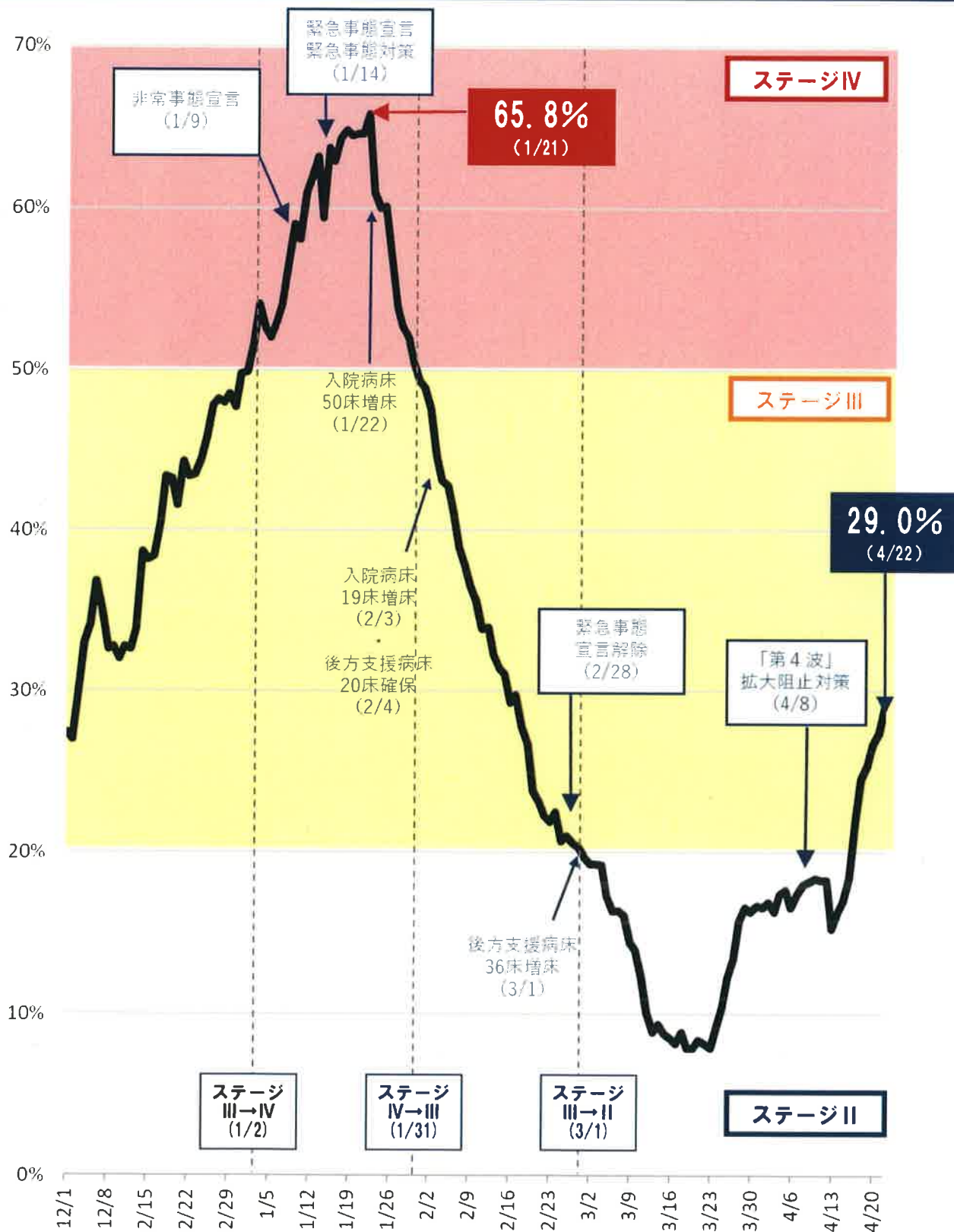
(出典) 厚生労働省「変異株「スクリーニング検査の実施状況(件数)」(速報値)4月19日

10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

資料 4



病床使用率の推移と県の対策



Ⅱ 若者も、高齢者も、新型コロナの脅威から逃れられない。

新型コロナウイルスは、高齢者にとっても、若者にとっても、大きな脅威です。

<若者>

現在、若者に感染が広がっております。若者は、死亡率は低いものの、「倦怠感や脱力」、「睡眠障害」、「味覚障害」、「脱毛」といった後遺症に苦しむ例が国内外で多数報告されております。こうした後遺症は、「入院時の症状の重さに関わらず発症する」、「最初の発症から半年以上たっても継続している」といった例が多く報告されています。

「自分は若いから大丈夫」という考えではなく、自分の大事な家族を守り、何より自らが健康で楽しい人生を送るためにも、新型コロナウイルスに感染しないよう、感染リスクを認識した「新たな日常に応じた行動様式」が求められます。

<高齢者>

第1波から第3波までの教訓からは、若者で感染が広がり、それが家庭内、福祉施設などにおける感染拡大につながり、高齢者の感染割合が確実に上昇しております。現時点では、変異株陽性率の上昇に伴い、感染者が増加しているものの、感染者の5割程度が30代以下の方々です。これが高齢者にシフトすると、急激な病床のひっ迫を招き、深刻な状況となります。

また、新型コロナウイルスによる「死亡率」は、世界では「2.1%」、国内平均では「1.8%」、これに対し、県内では「2.3%」となっています。しかも、県内における「70代以上の高齢者の死亡率」は「13.8%」と、極めて高い水準となっています。

このような状況からみて、変異株陽性率の急上昇の中にある現在、若者から高齢者への感染を何としても断ち切らなければなりません。

Ⅲ 大型連休は「密」になる機会を徹底的に避け、慎重な行動を！！

新型コロナウイルスは、人と人との接触が増せば増すだけ、感染拡大を引き起こす、非常に厄介な感染症です。そのため、県内外からの帰省やレジャーなど、人の流れが活発化し、またイベント等で「密」になる機会が増える大型連休における対策が極めて重要となります。

現在の感染の主な要因は「飲食」、「職場」、「家族」、「県外由来」、「外国人県民」と考えられます。本県はすでに「『第4波』拡大阻止対策」を実施していますが、来たるべき大型連休に向け、これらの要因への対策をさらに強化し、「オール岐阜」体制で速やかに実施しなければなりません。

県民の皆様におかれては、基本的な感染防止対策を徹底継続いただくとともに、大型連休期間中は、密になる機会を徹底的に避けるなど、慎重な行動をお願いいたします。

県としては、人の流れを抑制する観点から、感染拡大地域における飲食店等の営業時間短縮を要請するとともに、大型連休期間中の県主催スポーツ・文化等イベントについて、中止・延期、無観客開催とするなど、対策を進めてまいります。

加えて、検査体制の拡充、「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の充実といった「岐阜モデル」のさらなる強化と、「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進を継続してまいります。

さらに、こうした対策の実効性をより高いものとするため、「まん延防止等重点措置区域」への指定について、国に要請してまいります。

Ⅳ 対策期間

これらの対策は、4月26日（月）から5月11日（火）までを対策期間とします。

しかしながら、「県感染症専門家会議」における専門的な知見を踏まえ、本県の感染状況についてさらなる措置が必要に至ったと総合的に判断した場合は、躊躇なく、追加的な措置を検討してまいります。

「第4波」非常事態対策

令和3年4月23日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：4月26日(月)～5月11日(火)

対策1 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」(マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理)の徹底継続』を。

現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

- ・ 飛沫感染対策：マスク着用(「口が災いの元」。しっかりブロック)
- ・ 接触感染対策：手洗い(頻繁・丁寧に)
- ・ 人との距離確保：[フィジカル・ディスタンス(物理的距離)]
- ・ 三密(密閉・密集・密接)の場の徹底回避を。
- ・ 体調の異変(発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど)を感じたら全ての行動(出勤、通学、会合など)をストップ。

これらのいずれかが守られていない場合に感染します。
改めて、こうした基本的対策の徹底継続を。

(1) 昼夜を問わず、「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」については、 慎重に判断

- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を。大人数を避けて。
- ・ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選んで。
- ・ 「**県をまたぐ不要不急の移動**」は控える。県外在住のご家族や友人にも県民の皆様からお伝えを。
- ・ 特に、「**緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域**(関西、関東、愛知県など)への**不要不急の移動**」は**自粛・延期**(ビジネスも同様)。

(2) 飲食店をはじめとして、感染防止対策を徹底

- ・ 飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。
- ・ 要請の実効性を高めるため、「まん延防止等重点措置実施区域」の指定を国に要請。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象業種：①飲食店 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等 ②遊興施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ・ 要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで) ・ 対象エリア：変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、 ・ 要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間） ・ 協力金：一日あたり以下の金額とする。 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可) ※全期間時短を実施した場合のみ支払う。 ※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。 その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。

・ その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。

対象業種及び要請内容	
対象業種	要請内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで) ・ 人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）	
1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）	
1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間） ・ 対象エリア：飲食店等の対象エリアに同じ 	

- ・ 飲食店における感染防止対策強化のため、**テーブルに設置するアクリル板購入等に対する（仮称）「飛沫感染対策補助金」**を創設。
- ・ 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用を促進。
- ・ **「ぎふコロナガード」**（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）による各職場や店舗等における**業種別ガイドラインの再チェック**を実施。
- ・ 行政による見回り調査を実施し、直接的に飲食店に対応を要請。

【見回り調査について】

対象店舗：県内全ての飲食店（約1万7千店舗）

実施主体：市町村と連携して実施

実施内容：飲食店が一定程度密集する地域を重点的に見回り実施

（パーティションの設置等感染防止対策の措置状況を確認）

- ・ 各職場においては、出勤者7割、20時以降の勤務を抑制するなど具体的な対策を改めて徹底。
- ・ テレワーク、ローテーション勤務の推進。
- ・ 職場における**「ぎふコロナガード」**を活用した感染症防止対策の徹底。
※ 特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意。

(3) 大型連休の行事の感染防止対策を徹底

<商業施設>

- ・ 大規模小売店・商業施設における催物、バーゲンセールなどにおいては、人数制限を行うなど、**感染防止対策を徹底**。また、イベントを自粛。

<スポーツ大会>

- ・ 参加者は選手、役員及びチーム関係者のみとし、**原則無観客で実施**。
- ・ **プロリーグ戦**（Jリーグ、Bリーグ）については、国、県及び各リーグが定める人数制限、**感染対策を行ったうえで開催**。
- ・ **県有スポーツ施設の利用は原則20時までとする**。

<文化イベント等>

- ・ **県、指定管理者が主催するイベントは、原則として中止又は延期**。
- ・ **県有施設の貸会議室・ホールの利用を原則20時までとする**。

<県営都市公園>

- ・ **大型連休期間中は、イベントは実施しない**。

<県有施設>

- ・ **開館時間は20時までとする**。

<飲食・カラオケ>

- ・ 帰省した同級生同士、親戚同士の大勢の会食は自粛。
- ・ 延期した「成人式」は、2次会を自粛するなど、**感染防止対策を徹底**。
- ・ 大学生のサークル活動の集まり、**運動部の試合後や遠征時など、大人数になりやすい場面での飲食は自粛**。
- ・ 「**バーベキュー**」は長時間飲食や深酒を誘引するため、**室内を含め自粛**。
- ・ **路上・公園などにおける集団での飲酒等の感染リスクが高い行動の禁止**。
- ・ **飛沫感染のリスクが高い「カラオケ」は、「マスク・カラオケ」を徹底**。これができない場合は自粛。

(4) 外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底

現在、外国人県民の感染者が急増し、4月の新規感染者に占める割合は2割を超える(21.7%:4/22時点)など、人口比率(総人口の約3%)からみても極めて高い水準にある。

外国人県民の方々は、集団で生活するケースが多いこと、出退勤の際に多人数で乗車するケースが多いこと、特有の文化や風習により人が集まりやすいことなどから、ひとたび感染が発生するとクラスター化しやすい傾向にある。感染状況に端を発する外国人差別や偏見を生まないためにも、以下の取組みにより感染防止対策を徹底する。

① 外国人パブ等での**予防的検査の対象を拡大。**

4月下旬から、教会、日本語教室において、国のモニタリング検査を活用し、定期的な検査を実施。

※ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市で事業を展開。

⇒加えて、派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。

② 外国人県民が多い**集住市連絡会議**を開催するとともに、県と市町村による**(仮称)外国人県民感染対策チーム**を組織。

【チームの役割】

- i 外国人雇用企業や労働者派遣事業者等を直接訪問
- ii 就労者への注意喚起及び積極的な予防的検査受検を依頼

③ 県が**集住市の周辺市町(クラスター発生の市町等)**に直接訪問し、感染防止対策の徹底と具体的な手法を助言。

④ 教会等における**岐阜県感染警戒QRシステム**の活用を推進。

⑤ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域はもとより、県をまたぐ不要不急の移動や、友人同士、親戚同士の**大勢での会食、バーベキュー等のイベントの自粛**を改めて丁寧に注意喚起。

(5) 子育て世帯への生活支援

- ・ 感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

支給対象者	：低所得のひとり親世帯、その他低所得の子育て世帯
実施主体	：県、市町村
給付額	：児童1人当たり一律5万円
財源	：国10/10

対策２ 医療・福祉対策

(1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施等

①福祉入所施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 昨年度「福祉入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を岐阜市と連携して実施済み。
※3月末までに129施設、3,437人実施済み
⇒4月上旬から、人口当たり感染者数上位10市町で行政検査として開始。
※約500施設 約11,000人
⇒残り32市町村は、4月中旬から検査開始。
※約700施設 約18,000人
- ・ 高齢者施設等で感染が発生した場合における専門家の派遣、検査等による感染制御の徹底。

②外国人パブ等での予防的検査の対象拡大【再掲】

- ・ 4月下旬から、教会、日本語教室において、国のモニタリング検査を活用し、定期的な検査を実施。
※ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市で事業を展開。
⇒加えて、派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。

③国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・ 国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。

【本県の状況】

i 「スポット配布型」

- ・ 県有施設、鉄道主要駅、ショッピングモール等、人出の多い場所を実施（3月4日より開始）

ii 「団体検査型」

- ・ 運動部の活発な学校、外国人県民の参加する日本語学校、企業等で実施（3月23日より開始）

【実績】

- ・ 4月22日までに3,611件実施（うち陽性疑い2例）

（2）機動的検査の実施

- ・ 歓楽街等で陽性者が出た場合、周辺の同業態の店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施。

（3）変異株への対応

- ・ 変異株を確認するため、検査頻度を上げたスクリーニングを徹底。
- ・ 上記スクリーニング後、国立感染症研究所で遺伝子解析し、変異株を確定しているが、時間を要するため、県で遺伝子解析できる「次世代シーケンサー（分析機器）」の早期導入を図る。

（4）検査能力の充実

- ・ 「cobas8800（全自動遺伝子検査装置）」を県保健環境研究所において5月中旬より稼働開始。
- ・ 稼働後の合計検査体制 12,790件/日→13,570件/日
- ・ 変異株スクリーニングに際し、県で遺伝子解析できる「次世代シーケンサー（分析機器）」の早期導入を図る。（再掲）

(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

第3波における一日当たり最大感染者数の2倍程度になっても「自宅療養者ゼロ」を堅持できるよう、「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し、早急に1,500床確保を目指す。

①病床・宿泊療養施設の拡充（現在1,235床→1,510床）

i 病床（現在694床）

- ・ 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。（+45床）

ii 宿泊療養施設（現在541床）

- ・ 新たな宿泊療養施設の確保を進める。（+230床程度）

②後方支援病床の確保、運用（現在56床→109床増床済）

- ・ 退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を増床。（53床増床済）
- ・ 後方支援病床のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進。

(6) 大型連休中の医療提供体制

- ・ 大型連休中も、新型コロナウイルス感染症に係る医療・検査体制を継続。

(7) 「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進

- ・ 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」で「ワクチン接種推進協議会」及び「ワクチン供給調整本部」を設置し、ワクチン供給の基本的考え方や、医療従事者、市町村へのワクチン供給に関する方針を決定。

まん延防止等重点措置区域の 指定を受けて

令和3年5月7日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に「『第4波』非常事態宣言」を発出し、「非常事態対策」を実行してまいりました。

対策の一環として、4月28日には、国に対して「まん延防止等重点措置」区域への指定を要請し、本日、特措法第31条の4の規定に基づく指定を受けたところです。

これを受け、本県としては、既の実施している飲食店等への営業時間の短縮要請の対象である16市町を、今回改めて重点措置を講じるべき区域としました。そして、「飲食」、「若者の行動」「外国人県民」などを中心に法の裏付けを得て対策を強化してまいります。

一方、本日の新規感染者数は過去最高の130人に上り、10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）は26.88人、国基準でいうステージIV（25人以上）の水準に達し、病床使用率も、明日にはステージIV（50%以上）となる大変厳しい状況です。

このような状況が改善されず、仮に、今後、毎日新規感染者が100人規模で推移すると、10日ないし半月の間にも本県のコロナ病床がすべて埋まってしまい、本県が掲げる「自宅療養者ゼロ」が困難になる深刻な事態に陥ります。

このため、5月9日から5月31日までを対策期間とし、引き続き、医療提供・検査体制の強化を図るとともに、期間終了時には1日あたり新規感染者50人を切る程度となるよう、全ての県民の皆様とともに、「オール岐阜」で全力をあげて以下のまん延防止対策を追加して進めてまいります。

しかしながら、本県の感染状況が、さらに悪化した場合は、休業要請など、人の行動の抑制につながるよう一段と強力な追加策を検討してまいります。

県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策1 飲食対策

【飲食店等向け】

- (1) 飲食店等に対する営業時間の短縮要請 法第31条の6第1項
協力金の支給にあたっては以下を要件とする
- ・ 終日、酒類の提供を行わないこと
 - ・ カラオケ設備の利用自粛

対象期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）

※ただし、9日～11日は猶予期間とする。

要請内容：飲食店等の営業時間の短縮 5時から20時まで

対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町（計16市町）

協力金：一日あたり以下の金額とする。※全期間時短を実施した場合のみ
1店舗あたり中小企業：3万円～10万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

（上限20万円。中小企業も選択可）

- (2) 時短要請対象区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供を行わないよう要請 法第31条の6第1項
- (3) カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請 法第24条第9項 法第31条の6第1項
- (4) 行政による飲食店の見回り調査を強化し、上記（1）～（3）の要請への協力やアクリル板の設置等、感染防止対策を徹底
- (5) 対策により大きな影響を受けた中小法人・個人事業者等に対する支援制度（国において準備中）

【県民向け】

- (6) 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛要請

法第24条第9項

第31条の6第2項

- (7) 自宅を含めて、大人数・長時間での飲酒の自粛要請

- (8) 河川敷等におけるバーベキューの自粛要請（河川敷等への進入路を閉鎖）

対策2 外出移動の自粛（特に若者）

- (1) 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 法第24条第9項
- (2) 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛
- (3) 電車やバスなどの交通事業者に対して、乗車時のマスク着用の徹底を依頼

対策3 イベント等の開催制限

- (1) イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請 法第24条第9項
 - ・ 収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
 - ・ 参加人数について、5,000人を上限
- (2) 県、市町村、指定管理者主催の5月末までのイベントについて、見直し

対策4 外国人県民向けの感染防止対策

- (1) 外国人パブ、教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所への予防的検査の積極的な実施

対策5 教育現場における感染防止対策

- (1) 部活動、課外活動の制限、学校における遠隔授業等の推進について検討

対策6 高齢者向けワクチンの優先接種

- (1) 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」体制で、高齢者のワクチン接種を7月末までに実施
- (2) 市町村と協調し、時間外・休日におけるワクチン接種に対する医療関係機関への協力金の創設と接種費用の上乗せを検討

対策7 広報

- (1) 動画などによる感染防止対策の積極的な啓発

都道府県等においては、本事務連絡の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年5月7日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、愛知県及び福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を実施するとともに、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象に緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、また、北海道、岐阜県及び三重県を対象に、法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置を実施するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長等するため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（３）２）に基づき、５月１２日からの催物開催の目安を以下のとおりとする。
 - ５，０００人を上限とすること。
 - 上記人数要件に加え、収容定員の５０％以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（１ｍ）を確保できること。
 - また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和２年９月１１日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。
 - なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
 - スマートフォンを活用した接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。
- ② 営業時間短縮等の要請
- 地域の感染状況等を踏まえ、２１時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。
- なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。
- ③ チケット販売の取扱い
- 本事務連絡が発出された日から、最大３日間（５月８日～１０日）の周知期間終了時点（遅くとも５月１０日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、上記①及び②は適用せず、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（遅くとも５月１１日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
 - 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

(2) 重点措置区域である都道府県

① 催物の開催制限の目安等

令和3年4月1日付け事務連絡1.(1)、令和3年4月9日付け事務連絡1.(1)、令和3年4月16日付け事務連絡1.(1)及び令和3年4月23日付け事務連絡1.(2)のとおり、

- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。
- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の要請

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。また、判断に際しては、上記(1)②に留意すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 本事務連絡が発出された日から、最大3日間(5月8日~10日)の周知期間終了時点(遅くとも5月10日)までにチケット販売が開始された催物(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)は、従来、各都道府県がそれぞれ適用していた目安を越えない限りにおいて、上記①及び②は適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後(遅くとも5月11日)から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

(3) その他の都道府県

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。

(4) 留意事項

① 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1. (1) ②のとおり取り扱うこと。

② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

これまでも多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、主催者等がイベント開催に係る事前相談、質問を行う場合に対応する観点から、相談窓口の設置（都道府県が対処方針上の目安より厳しい基準を設定し既販売分チケットの払い戻しを求める場合も含め、問い合わせ等の増加や休日対応の必要性が見込まれる場合等は、必要に応じ当該窓口の増強）等、必要な体制構築に努め、事業者の相談等に適切に対応すること。

③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、令和2年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安については、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

⑤ 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第45条第2項等）

(I) 飲食店（第14号）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、法第45条第2項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。

(II) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の③に示す施設を除く。）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店及び食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対し、前記（I）と同様の要請を行うこと。

(III) 結婚式場

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記（I）と同様の要請を行うこと。

それに加えて、特定都道府県は、結婚式場が大人数の飲食を伴う場であることから、できるだけ短時間（例えば1.5時間以内）

で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

（IV）その他留意事項

関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

② 集客施設への要請等（第24条第9項等）

入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

（I）イベント関連施設等

下記の施設については、本事務連絡1.（1）①に基づく目安（①5,000人以下、②収容定員の50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）の確保、③21時までの営業時間短縮）での運用を要請すること。

なお、イベントを開催する以外の場合等には、20時までの営業時間短縮を要請すること。

- 劇場、観覧場、演芸場、映画館（※）など（第4号）
- 集会場、公会堂（第5号）
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール（第6号）
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）（第8号）

※映画館については、上映期間において、21時までの営業時間短縮を要請すること。

（II）イベントを開催する場合がある施設

下記の施設については、本件事務連絡1.（1）に基づき、①5,000人以下、②収容定員の50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）の確保での運用を要請すること。

それに加えて、③1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮の要請等を行うこと。

- 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など（第9号の一部）
- 博物館、美術館など（第10号。ただし、次の③に示すとおり、図書館を除く。）

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

下記の施設については、1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場等、生活必需物資は除く。）（第7号）
- スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど（第9号の一部）
- 遊興施設のうち、前記①に該当しない施設（第11号。ただし、次の③に示す施設を除く。）
- サービス業を営む店舗（第12号。ただし、銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスは除く。）

③ ①及び②以外の法施行令11条第1項の施設

(Ⅰ) 幼稚園、学校（第1号）、保育所、介護老人保健施設等（第2号）、大学等（第3号）、自動車教習所、学習塾等（第13号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

(Ⅱ) 図書館（第10号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理等を働きかけること。

(Ⅲ) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理、酒類提供

(利用者による酒類の店内持込みを含む。)・カラオケ設備使用の自粛等を働きかけること。

④ 留意点

ア 前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、基本的対処方針三(3)3)に基づき、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができることに留意すること。ただし、前記①から③までに示した取組よりも緩やかな取扱いを行うことは、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

イ 特定都道府県は、基本的対処方針三(3)3)に基づき、知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う

✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

ウ 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

エ 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

オ 本事務連絡2.(1)②(I)及び(II)の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.(1)③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(2) 重点措置区域である都道府県

令和3年4月1日付け事務連絡2.、同年4月9日付け事務連絡2.、同年4月16日付け事務連絡2. 及び同年4月23日付け事務連絡1.(2)に示したとおり、以下の要請等を行うこと。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(3)8)に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、各知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

(I) 飲食店(第14号)

宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行わないよう要請すること。

業種別ガイドライン(特に基本4項目。アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底)を遵守するよう要請を行うも

のとすること。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対する個別の要請を検討すること。

(Ⅱ) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店

前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、後記②の働きかけを含め、営業時間短縮要請等の対象にしないこと。

(Ⅲ) その他留意すべき要請事項

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

② ①以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）（第24条第9項等）

基本的対処方針三（3）8）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

(Ⅰ) イベント関連施設等

本事務連絡2.（1）②（Ⅰ）の施設については、

- ① 本事務連絡1.（2）①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用
- ② 営業時間を当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請（ただし、イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の要請（1,000平米超）又は働きかけ（1,000平米以下）

を行うこと。

(Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(Ⅱ)の施設については、

- ① 本事務連絡1.(2)①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用
- ② 1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけ

を行うこと。

なお、イベントを開催する場合には、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安を適用すること。

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(Ⅲ)の施設については、1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

③ 留意点

(Ⅰ) 都道府県は、基本的対処方針三(3)8)に基づき、知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者(上記②においては、飲食サービスの提供や、法施行令第11条第1項に規定する施設において事業を行うという営業形態に着目している)に対し行うものであることに留意すること。

なお、ここでいう「入場をする者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を意味し、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を含まない。

(Ⅱ) 都道府県は、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)について、入場整理等について働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実

施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、本事務連絡(1)④イで示したような例示を参考に、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと。

なお、ここでいう「入場整理等」とは、上記の「入場をする者の整理等」の措置に加え、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を含むので留意されたい。

(Ⅲ) 措置区域以外の施設に係る営業時間短縮の要請又は働きかけを行う場合は、基本的対処方針三(3)8)のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)についても、営業時間短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うことを基本に、各都道府県において適切に判断すること。

(Ⅳ) 本事務連絡2.(2)②(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.(2)③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(3) その他の都道府県

令和3年2月4日付け事務連絡2.(3)のとおり取り扱うこと。

3. 外出の自粛等

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。

(1) 特定都道府県

特定都道府県においては、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の

移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うこと。

（2）重点措置区域である都道府県

各都道府県は、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えるように促すこと。

各都道府県は、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、緊急事態措置の実施期間において、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。

各都道府県は、法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うこと。

（3）その他の都道府県

帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数での会食を控える等注意を促すこと。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるように促す

こと。なお、感染が拡大している都道府県においては、当該都道府県と感染が落ち着いている都道府県との間の移動や、感染が拡大している都道府県内における移動のあり方について、都道府県知事が感染状況を踏まえ、適切に判断すること。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

4. 国営施設等における緊急事態宣言中の対応について

関係各府省庁並びに各施設においては、基本的対処方針三（３）３の趣旨及び特定都道府県が要請する内容等に留意し、緊急事態宣言中の取扱いを検討すること。

- 法施行令第 11 条第 1 項各号に規定する施設のうち、要請・働きかけの対象となる施設については、基本的対処方針三（３）３の趣旨及び特定都道府県の要請・働きかけ等を踏まえた対応を検討
- 公園その他の施設については、必要な協力を検討

感染状況に応じたイベント開催制限等について（5/12～の取扱い）

【別紙1】

	収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	21時
まん延防止等 重点措置	大声なし※1 100%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人※1	都道府県の 判断
その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人※1 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※5 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いは別途通知する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組み。

<施設利用関係> (第45条第2項関係)

施設の種類	飲食関連施設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。）
遊興施設	接待 [*] を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 <p>都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請</p>
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店と同様の要請 <p>※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。</p>

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	
第5号	集会場、公会堂 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請又は働きかけ
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テニスパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

緊急事態宣言での措置	
第9号	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
第1～3号	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など 幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学
第5号	葬祭場
第10号	図書館
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など
第13号	自動車教習所、学習塾 など
	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 (生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ (生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ 感染防止対策の徹底等 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請 酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ 入場整理の働きかけ 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒 類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自 粛働きかけ オンラインの活用等の働きかけ

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の担保
 - ・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求め。
 - * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
- ② 大声を出さないことの担保
 - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
 - * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
 - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
 - * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
 - * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
 - ・ こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
 - ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
 - ・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
 - ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
 - ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

- | | |
|-----------------|--|
| ⑨ 飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事も可。) |
| ⑩ 参加者の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p> |
| ⑪ 参加者の把握 | <ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p> |
| ⑫ 演者の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処 |
| ⑬ 催物前後の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p> |
| ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表 | <ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 |

(3) イベント開催の共通の前提

- | | |
|-----------------|--|
| ⑮ 入退場やエリア内の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p> |
| ⑯ 地域の感染状況に応じた対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。